



I City

No.11

tabashi

～あいしていい～

この通信は板橋区立男女平等推進センター「スクエア・I（あい）」が発行しています。

2016年10月28日発行

CONTENTS

【1・2面】特集～女性目線の防災対策～

【3面】介護と仕事を両立させる制度を知って、介護離職を防止！

特集 必見！！女性目線の防災対策～避難所での生活編～



東日本大震災や熊本地震の後、避難所での生活について、「女性だから」という理由で理不尽な目にあったり、女性特有の不便を感じる事があったと新聞等で報道されました。これらのことは、実は阪神大震災でも言われていたことであり、過去の教訓がなかなか活かされていない現状があります。今回は、避難所で女性に起こる困りごとには、どんなものがあるのか、対策はどのようにとっていったらいいのか、過去の大地震で起こった実例を交えてお伝えします。

震災の後、避難所で女性に起こった困りごとと対策



避難所では、限られた空間で多くの人が集団で生活することになり、様々な問題が起こります。地域の方々とはいえ、近年は近所付き合いも疎遠になっており、顔を知らない人々と長い時間一緒に暮らすのはお互いにストレスのたまるものです。そんな中、女性は地域社会での発言力が弱いことが多く、女性の意見が取り入れられずに男性の目線だけで物事が決まってしまう、よりストレスのかかる生活を強いられることがありました。

CASE : 1
「食事作りはいつも女性のしごと??」

避難所の炊事当番を女性のみにあてがわれた。女性たちは毎朝5時に起きて朝昼晩約100人分のご飯を作り続けた。負担が大きいのに賃金が出ないうえ、仕事探しや家族の介護の時間が減った。その間、男性は賃金が出るがれき処理の仕事を見つけて働きに行っていた。



対策：1
男女平等参画の
視点を取り入れた
避難所運営

食事作り等、女性のみがあてがわれてしまいがちな仕事も、男女を問わず協力してくれる人を募り、女性だけに負担がかからないように配慮することが必要です。また、避難生活が長引いた際には食事作りのボランティアを雇用し、賃金を払うようにした例もありました。そうすることで、被災からの自立への手助けになったといえます。板橋区においても、避難所開設時には、男女平等参画の視点を取り入れた運営ができるよう、「女性リーダーの配置」等、配慮すべきこととなっています。行政の担当に女性が少ない場合、女性区民の方の協力が必要となります。

CASE：2
「授乳も
着替えも
オープン??」

授乳室や更衣室が無く、回りの男性にじろじろ見られたという声や、仕方なく毛布をかぶって作業をしたという声が上がられた。また、避難所の仕切りの間から隣の男性にじーっと見られて嫌だったという声もあった。



対策：2
女性専用スペース
の確保

授乳室や男女別の更衣室等のスペースを設けることが大切です。学校が避難所となっている場合には空き教室がたくさんありますが、そうでない場合には間仕切りを使う等してこれらの専用スペースを作ります。また、避難者を受け入れる際に乳幼児連れの世帯エリア・女性だけの世帯エリアを確保することも有効です。

CASE：3
「暴力・
性暴力が
頻発!!」

避難所や仮設住宅で生活する女性や子ども、ボランティアの女性を狙った暴力・性暴力が多発した。避難所では、夜間、トイレに立つ男性が女の子の胸を触っていくということが起こったり、女性が眠ろうとすると知らない男性が毛布に潜り込んで来るということが起こったりした。また、仮設住宅ではDVが増え、夫からの暴力で女性が死亡する事件も発生した。ボランティアの方に対しても、女性数人に「お風呂に入れますよ」と声をかけ、車で連れ去って集団で性暴力を振るうという事件が起こった。



対策：3
被害実態や、
相談窓口の啓発
複数で行動を。

災害時には、暴力や性暴力が増えるということを知っておき、普段よりも気を付けることが重要です。被害者には何の落ち度もないので、非常時だから・気を付けていなかったから等とためらわず、相談することも大切です。避難所運営の立場になったら、女性用更衣室や授乳室など女性専用のスペースに、女性向けの相談窓口の案内や暴力・性暴力に注意するよう啓発するポスターを貼るなどして、情報の周知に努めます。また、女性や子どもが避難所でトイレに行くときや夜間に出歩く際は、必ず防犯ブザーを持ち、面倒でも二人以上で行動するように心がけます。

今回、ご紹介した事例はすべて、避難所で生活する中で実際に起こった事がもとになっています。行政側でできる支援には板橋区も色々と取り組んでいます。避難所での生活ではこういったことが起こったという事実を知り、災害が起こった時のことを想像して家族みんなで話し合っておくなど、日頃から備えておくことをお勧めします。

板橋区では、防災に女性の目線を取り入れることの重要性を踏まえ、「女性のための災害対策ハンドブック」を作成し、区内施設等で配布しております。お問合せは、男女社会参画課まで（☎3579-2486）



表紙



～誰もが働きやすい社会へ～

介護と仕事を両立させるための制度を知って、介護離職を防止！



現在、家族の介護のために離職する人が増えています。

以前は、主に女性が家族の介護を担っていた傾向がありましたが、今は高齢化や女性の社会進出に伴って男女を問わず介護をする時代になっているので、家族のいる方は男女を問わず誰にでも、介護をしなくてはいけなくなる可能性があります。介護へのかかわり方には色々な方法・程度があり、施設での介護・家族のみでの介護・介護保険の通所サービスや訪問サービスを利用した介護など、介護を要する人と介護者双方の状況や希望によって選択して介護をしていくこととなります。

1、介護休業制度

労働者は、事業者申し出ることにより、対象家族1人につき、要介護状態にいたるごとに1回、通算して93日まで介護休業を取得することができます。（育児・介護休業法第11条）

平成24年度に厚生労働省が行った調査では、事業所規模5人以上では65.6%、事業所規模30人以上では89.5%が介護休業制度の規定整備がしてある状況でした。

★平成29年1月施行の法改正では、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能となります。

2、介護休暇制度

要介護状態にある対象家族の介護その他の世話（※）を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が一人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、介護休暇を取得することができます。（育児・介護休業法第16条5）

※その他の世話とは、通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行等

平成24年度には、この介護休暇を取得したのは男性2.5%、女性2.2%、男女計2.3%でした。

★平成29年1月施行の法改正では、半日単位での取得が可能になります。



3、介護のための勤務時間の短縮等の措置

事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にする措置として、対象家族1人につき、介護休業をした日数と合わせて少なくとも93日間利用可能な勤務時間の短縮等の措置（※）を講じなければならないとされています。（育児・介護休業法第23条3）

※ ①短時間勤務の制度②フレックスタイム制③始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準ずる制度のいずれかの措置

★平成29年1月施行の法改正では、介護休業とは別に、利用開始から3年間で2回以上の利用が可能となります。



4、その他の制度

時間外労働を制限する制度／深夜業を制限する制度など

介護との両立支援のための制度は、以上のように法律が整備されていますが、事業所によってはまだ制度が整備されていなかったり、制度があっても名ばかりで機能していなかったりする場合もあるかもしれません。しかし、介護は女性だけでなく働き盛りの男性にも大いに関係のある問題です。介護は育児と違って終わりが見えず、いつまで続くか分からないこともあります。そんな中での離職は、収入の面で大きな打撃であるだけでなく、雇い主にとっても、貴重な働き手を失うことになりかねません。事業所ではしっかりと実用性のある制度を作り、利用しやすい雰囲気を作ることが大切です。また、雇用されている側は、制度を利用する同僚には温かく接し、制度利用のしやすい雰囲気づくりに協力しましょう。

[本紙発行のための参考文献・ホームページ]

◆厚生労働省ホームページ◆被災地における性暴力～防止と対応のためのマニュアル～/NPO法人女性と子ども支援センター ウィメンズネットこうべ◆災害と女性～防災・復興に女性の参画を～/ウィメンズネットこうべ◆災害時における男女共同参画センターの役割調査報告書/内閣府男女共同参画局・特定非営利法人全国女性会館協議会・公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会



板橋区立男女平等推進センター

スクエア・I (あい)

所在地：板橋区栄町 36-1 区立グリーンホール 7階

開館時間：9時～21時30分

休館日：年末年始、施設点検日など

電話：03-3579-2790

問合せ：03-3579-2486 (男女社会参画課)

Eメール：j-danjo@city.itabashi.tokyo.jp



板橋区立男女平等推進センター

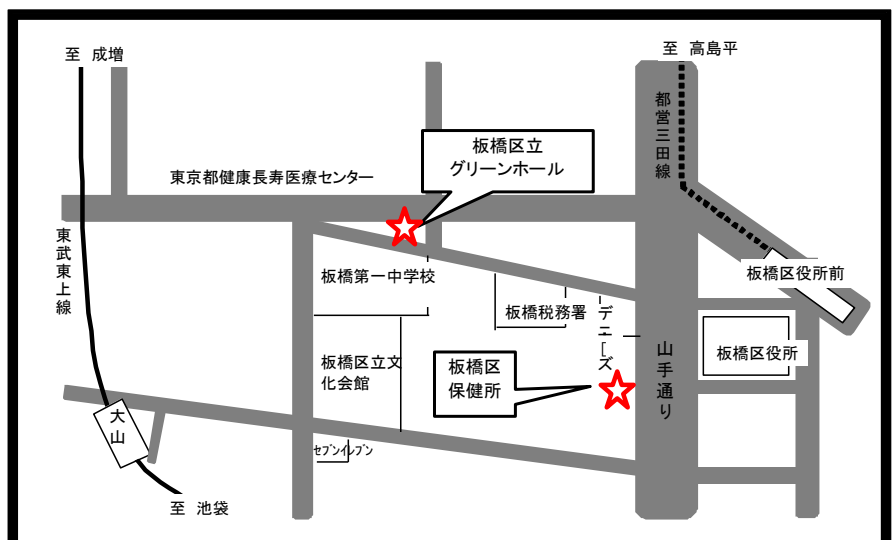
スクエア・I 相談室

所在地：板橋区大山東町 32-15

板橋区保健所 5階

相談時間：月～金、第二土曜 ※総合相談
(祝日・年末年始を除く)

相談電話：03-3579-2188



※区内在住・在勤・在学の方が利用できます。<区立グリーンホール・板橋区保健所 案内図>